

## 第1 消火器具

### 1 用語の意義

- (1) 「消火器具」とは、火災の初期消火を目的とするもので、火災発生時に人が操作することにより消火し、取扱いが容易なもので消火器と簡易消火器具を総称したものをいう。
- (2) 「消火器」とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するものをいう。
- (3) 「防火対象物の階ごとに」とは、歩行距離の判定の単位を階ごとにすることとしたものである。
- (4) 「各部分から」とは、「どの部分からも」という意味であり、当該場所のいずれの部分からも歩行距離20メートル以下に消火器具を設けてあることが必要である。
- (5) 「歩行距離」とは、実際に人が歩いた場合の通常の動線によって測った距離をいう。したがって、設備、物件、壁等の障害物などがあればそこを回り込んで距離を測定する。

### 2 内装制限の範囲

規則第6条第2項に規定する内装の制限については次によること。

- (1) 内装制限については、仕上げのみを対象とし、下地までは問わないものとする。ただし、クロス等の壁紙など下地材と施工方法との組み合わせにより認定を受けているものについては、下地からを対象とする。
- (2) 建基法令上では規制対象範囲とならない床面から1.2メートル以下の部分についても規制範囲とすること。
- (3) 次の場所については「室内に面する部分」として取扱わないものとし、内装制限の規制対象外とすること。
  - ア 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物にある押入れその他これに類するもので、人が出入りする規模及び形態を有していないもの。
  - イ ユニットバス、ユニット式の家庭用サウナ等
- (4) 次の場所については、「室内に面する部分」として取扱うものとし、内装制限の規制対象とすること。
  - ア 天井まで達しない間仕切りを設けた場合で、当該間仕切りの高さがおおむね2メートル以上ある場合や床に固定された場合など、仕切られた空間が2つの別な空間となるように設けられたもの。
  - イ 壁又は天井の部分に廻り縁、窓台その他これらに類する部分の木部等が露出する場合で、当該木部等の室内に面する部分の面積が、壁及び天井の表面積の10分の1を超えるもの。

### 3 能力単位

(1) 規則第6条第4項に定める場所とは、次によること。

「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」のある場所とは、次に掲げる電気設備等がある場所をいう。

- ア 蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。）
- イ 燃料電池発電設備（出力10キロワット以上のものに限る）
- ウ 使用電圧が直流にあっては750ボルト、交流にあっては600ボルトを超えるもので、かつ、5キロボルトアンペア以上の電気設備
- エ 変電設備、発電設備（屋外を除く、条例第53条に規定する届出に該当するものに限る）

(2) 規則第6条第5項に定める場所とは、次によること。

ア 「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所を言う。

- (ア) 学校給食用・家庭科教室の厨房・営業用の厨房など（個人の厨房及び事務所等で使用されている小規模な給湯室を除く）
- (イ) 営業用食品加工炉及びかまどを設置する場所
- (ウ) 工業炉及びかまどを設置する場所
- (エ) 飲食店の小規模ガスコンロを設置する場所
- (オ) サウナ設備を設置する場所（個人の住居に設けるものを除く）
- (カ) くん製設備を設置する場所（個人の住居に設けるものを除く）
- (キ) ボイラー（労働安全衛生法施行令に定めるものを含む）を設置する場所
- (ク) 給湯湯沸設備（入力70キロワット未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く）を設置する場所
- (ケ) 温風暖房機（入力70キロワット未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く）を設置する場所
- (コ) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く）を設置する場所
- (サ) ヒートポンプ冷暖房機（入力70キロワット以上の内燃機関によるもの）を設置する場所

### 4 付加設置消火器の取扱い

規則第6条第1項により防火対象物に設置される消火器が、規則第6条第4項及び第5

項の規定により、電気設備、ボイラー室等に必要される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の合計と歩行距離を満足する場合にあっては、当該消火器による警戒とし、重複設置をしないことができるものとする。

なお、規則第6条第4項により算定された個数は単位数に読みかえるものとする。

### 5 基準の細目

- (1) 規則第9条第1号に定める「床面からの高さが1.5メートル以下の箇所」とは、消火器具の全体が1.5メートル以下のことを指す。

※例 消火器の場合



- (2) 規則第9条第4号に定める標識とは、次によること。  
 ただし、地、文字ともに違う配色でも鮮明に認識できる場合はこの限りではない。  
 その際は、事前に消防と協議を行い、確認すること。

標識類の種類	長さ (センチメートル)		色	
	短辺	長辺	地	文字
「消火器」「消火バケツ」「消火水槽」又は「消火砂」と表示した標識	8以上	24以上	赤	白